

発議第1号

広報広聴特別委員会設置に関する決議

次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 名 称 | 広報広聴特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 飛騨市議会基本条例第7条第4項の規定に基づき、令和8年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。
市民意見交換会の開催、企画及び運営。 |
| 3 | 委員定数 | 7人 |
| 4 | 継続期間 | 委員会は議会だよりの編集・調査、および市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。 |

令和8年2月24日提出

飛騨市議会 議会運営委員会

委員長 上ヶ吹 豊孝